2　前項に規定する旅行又は外国旅行であつて、公務の内容、目的箇所、出発及び帰着の時刻等を勘案して昼食に係る費用の支給を要しないと旅行命令権者が認め、かつ、目的地内において鉄道等の利用に費用を要する場合には、日当基準額の二分の一に相当する額（内国旅行にあつては、日当基準額の二分の一の範囲内で鉄道等実費額に相当する額）の日当を支給する。

3　次の各号のいずれかに該当する旅行であつて、公務の内容、目的箇所、出発及び帰着の時刻等を勘案して昼食に係る費用の支給を要すると旅行命令権者が認める場合には、日当基準額の二分の一に相当する額の日当を支給する。

一　法第二十七条又は法第二十八条第一項に規定する旅行以外の内国旅行

二　法第二十八条第一項第一号の規定により旅費を支給する旅行

三　法第二十七条若しくは法第二十八条第一項に規定する旅行又は外国旅行のうち、目的地内において鉄道等の利用に費用を要しない旅行

4　前項に規定する旅行であつて、公務の内容、目的箇所、出発及び帰着の時刻等を勘案して昼食に係る費用の支給を要しないと旅行命令権者が認める場合には、日当を支給しない。

［条を削る。］

第十条の二　公務の内容、目的箇所、出発及び帰着の時刻等を勘案して昼食に係る費用の支給を要しないと旅行命令権者が認める旅行であつて、目的地内の旅行に現に鉄道賃等を要する場合には、日当基準額の二分の一に相当する額の日当を支給する。ただし、内国旅行（鉄道百キロメートル以上、水路五十キロメートル以上又は陸路二十五キロメートル以上（鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道四キロメートル、水路二キロメートルをもつてそれぞれ陸路一キロメートルとみなして計算した陸路二十五キロメートル以上）の旅行を除く。）については、日当基準額の二分の一の範囲内で鉄道賃等の実費額に相当する額の日当を支給する。

2　目的地内の旅行に現に鉄道賃、船賃及び車賃を要しない旅行又は法第二十八条第一項第一号（法第四十三条において準用する場合を含む。）の規定により旅費を支給する旅行であつて、公務の内容、目的箇所、出発及び帰着の時刻等を勘案して昼食に係る費用の支給を要すると旅行命令権者が認める場合には、日当基準額の二分の一に相当する額の日当を支給する。

3　第一項に規定する旅行であつて、かつ、前項に規定する旅行の場合には、日当を支給しない。ただし、内国旅行において、現に空港施設を使用するための費用を要するときは、日当基準額の範囲内で当該費用に相当する額の日当を支給する。

第十条の三　次の各号のいずれかに該当する旅行であつて、在勤地外にわたるものについては、宿泊した場合を除くほか、第十条第二項及び前条の規定にかかわらず、日当を支給しない。ただし、第三号に該当する旅行において、目的地内の旅行に現に鉄道賃等を要するときは、日当基準額の二分の一の範囲内で鉄道賃等の実費額に相当する額の日当を支給する。

［一～三　同上］

［号を加える。］

2　法第二十七条に規定する旅行については、宿泊した場合を除くほか、第十条第一項及び前条の規定にかかわらず、日当を支給しない。ただし、現に当該旅行に鉄道賃等を要するときは、日当基準額の二分の一の範囲内で鉄道賃等の実費額に相当する額の日当を支給する。

（宿泊料の調整）

第十一条　［同上］

第十条の二　次の各号のいずれかに該当する旅行については、宿泊した場合を除き、前条第一項から第三項までの規定にかかわらず、日当を支給しない。ただし、第三号に該当する旅行（法第二十八条第一項に規定する旅行に限る。）又は第四号に該当する旅行において、目的地内において鉄道等の利用に費用を要するときは、日当基準額の二分の一の範囲内で鉄道等実費額に相当する額の日当を支給する。

［一～三　略］

四　法第二十七条に規定する旅行

［項を削る。］

（宿泊料の調整）

第十一条　次の各号のいずれかに該当する旅行における宿泊料については、当該各号に定めるところによる。